

令和 8 年度

# 教育行政執行方針



安 平 町

# 令和 8 年度教育行政執行方針

令和 8 年第 4 回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

## はじめに

第 4 期安平町生涯学習計画「きょういく」は、「豊かな人が育つまち～自分をつくる、自分を生きる～」を基本理念に掲げ、学校教育のみならず、家庭教育、社会教育、文化、スポーツ、地域活動など、安平町で行われるあらゆる学びを、生涯にわたる「きょういく」として捉え、一人ひとりの育ちと学びを支えるまちづくりを進める計画として策定されました。

安平町ではこれまで、「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践をはじめ、質の高い幼児教育・保育の推進、社会に開かれた教育課程の充実、あびら教育プランの導入と展開、部活動の地域展開による地域クラブ活動への移行など、地域とともに学びを支える取り組みを進めてまいりました。また「あびら教育プラン」につきましては、これまでの放課後における探究的な学びの実践を基盤としながら、学校教育と社会教育を通じた「遊び・学び・挑戦」の循環を大切に、子どもから大人まで、一人ひとりが自分らしく生きることを支える安平町全体の教育理念・学びの枠組みとして、再整理いたしました。

令和 8 年度においては、多様な背景や価値観を持つ人々がともに学び合い、支え合いながら学びを深めていくことができるよう、平和教育や多文化共生、文化財保護などの基本的な考え方を整理するとともに、世代を超えて、地域と学校、放課後や生涯学習活動など、それぞれの学びがゆるやかにつながり合う環境づくりを進めてまいります。

学校教育においては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進し、子どもたちが主体的に学び続けることのできる探究的な学びの充実を図ってまいります。また、個別に配慮が必要な児童生徒への育ちと学びの機会を保障するための体制を構築してまいります。

教育環境整備については、追分地区・早来地区の教育環境について検討を進めるとともに、気候変動や利用者の減少等により課題がみられる社会体育施設の見直しを検討してまいります。

本年度の教育行政執行方針につきましては、第4期安平町生涯学習計画「きょういく」の考え方にに基づき、従来の「学校教育」「社会教育」という行政分野ごとの整理ではなく、「知ることを学ぶ」「行動することを学ぶ」「共に生きることを学ぶ」「らしく生きることを学ぶ」という「学び」の視点から施策を整理しております。

学校教育と社会教育が「学び」を軸にゆるやかにつながり合い、「遊び・学び・挑戦」の循環を通して、すべての世代の人々が自分らしく生きることができる教育環境づくりを進めてまいります。

## 1. 知ることを学ぶ

### (1) こどもまんなか社会に向けた機運醸成

「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体として、様々な場面や方法で子どもの意見を聞く機会を設けるとともに、子ども自身が心身の状態と向き合い、主体的に休養を選択できる環境づくりとして「子ども休暇制度」を導入いたします。

### (2) 子育て・教育にかかる支援

保護者の育児負担の軽減を図るとともに、すべての子どもの育ちを支える良質な成育環境を整備するため「こども誰でも通園制度」を導入いたします。

### (3) 幼児教育・保育

「あびら教育プラン」のスタートとなる幼児教育を小学校以降へつなげていくため、5歳児と小学校1年生の2年間を焦点化した幼保小架け橋プログラムの充実を図ります。

### (4) 初等前期中等教育（小・中学校）

学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICTの活用や他校の実践を参考にしながら、教師が主体的に授業改善に取り組めるよう、指導・助言と研修機会の充実を図ります。

教育課程の柔軟な編成を可能とする授業時数特例校制度を活用し、安平町の特色である「あびら教育プラン」に基づく探究的な学びを学校教育において展開してまいります。

#### (5) 追分高等学校の魅力化

北海道教育委員会による地学協働まちづくり推進事業である「北海道 MA+CH プロジェクト」に取り組むとともに、就学や資格取得に関わる支援の継続、安平町誘致企業会ならびに安平町に關係する企業との接点を増やす取り組みなどを通して、追分高等学校の魅力化を進めてまいります。

## 2. 行動することを学ぶ

### (1) 社会課題・地域課題解決のための行動や参画

町民一人ひとりの好奇心や関心から町民の社会参加の機会をつくる「共遊（きょうゆう）」事業を通して、人と人との交流や新たな学びにつなげながら、地域や社会への関心を広げてまいります。

### (2) レジリエンスと平和のための教育

安平町がこれまで生涯学習計画や教育目標で掲げてきた平和教育の考え方をより明確に整理し、平和の概念やその教育的意義を町全体で共有するため、基本的な考え方と方向性を整理した「平和教育推進方針（仮称）」を策定いたします。

平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、被爆体験伝承者等派遣事業を活用し、広く児童生徒および町民を対象とした平和教育事業を実施いたします。

## 3. 共に生きることを学ぶ

### (1) 町民活動・社会貢献活動への参加

学校を核とした地域づくり活動となる「あびらコラボセンター（仮称）」の設置に向けて、先進地域から学ぶとともに地域学校協働活動に取り組むコーディネーター養成講座を実施いたします。

### (2) 異なる文化的背景を持つ人々との交流

就業や移住等により異なる文化的背景を持つ人々との関わりが増えていくことから、特定の交流相手との関係に限らず、地域で出会う多様な人々との関わりも含めて、多文化共生の考え方と方向性を整理した「社会教育における多文化共生推進方針（仮称）」を策定いたします。

### (3) 子ども・若者が安全に暮らせる環境づくり

個別に配慮が必要な児童生徒や家庭の養育支援の充実に取り組むため、スクールソーシャルワーカーを配置いたします。また、心身の不調等により登校が難しい児童生徒の育ちと学びを支えるため、「校内支援センター」を設置いたします。

受け入れ超過がみられる早来地区の放課後児童クラブについては、第2学童の開設や移動児童館などの検討を進めてまいります。

## 4. らしく生きることを学ぶ

### (1) スポーツや文化を通じた学び

令和8年度から始まる平日を含めた学校部活動の地域展開への完全移行を支えるとともに、学童期に限らず幼少期から高齢者まで生涯にわたってスポーツや文化に触れられる環境づくりに取り組んでまいります。

### (2) 文化的資源へのアクセス

蒸気機関車「D51-320号機」をはじめ、先人たちが築き上げてきた指定文化財や多様な歴史資源等の文化保護と活用之际、今後のあり方と方向性を整理した「安平町文化財保護推進方針（仮称）」を策定します。

また、SLの保存活用は広域的な歴史資源である日本遺産「炭鉄港」との関連性を踏まえ、民間保有の文化財との連携も含めて地域内外に開かれた資源として位置づけ、取り組んでまいります。

### (3) ライフステージに応じた学び

子ども家庭センターと連携して就学前および学齢期の子育て世代を対象にした子育て講座を実施いたします。また、成人や高齢者を対象に、大学や町外社会教育施設と連携した学びを「ふれあい大学」等で展開し、生涯にわたり、外に開かれた学びの機会をつくります。

## 5. 学びを支える環境づくり

### (1) 学校教育施設の整備検討

児童生徒数の増加により教室が不足する早来学園については、今後の推移などを見ながら、最適な教室確保のあり方について検討を進めます。また、追分地区の学校については、安平町学校施設等長寿命化計画を踏まえつつ、昨年度策定された追分地区の学校のコンセプトである「つくる、つながる、まなばさる」に基づき、魅力ある環

境の整備に向けた検討を進めてまいります。

#### (2) 社会教育施設の見直し

気象の変化や少子化を背景に利用者が減少している追分プール、屋外スケートリンク、安平山スキー場等の公共施設について、関係団体等との協議を踏まえながら休止・廃止を含めた開設方法の見直しを検討してまいります。

#### (3) 小規模特認校制度の検討

園児・児童生徒数のバランスを視野に、小規模の教育環境の特性を生かしつつ、一定規模の集団を維持し、教育活動の安定的実施を図るため、早来地区から追分地区への通学を可能とする「小規模特認校」制度の実施を検討してまいります。

#### (4) 学びを支える大人への支援

子どもたちの育ちや学びを支えるために、教職員のみならず、地域住民、保護者、地域クラブ活動指導者など、多様な大人たちが学び合いながら協働する関係づくりを進めるとともに、研修機会や対話の場の充実等、学びを支える大人たちを支援する環境づくりを進めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。